いて拠出をされた金額の二分の一以上の金額が地方公共団体により拠出をされているものに限る。次項において同じ。）であり、かつ、その定款において、当該支援団体が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該支援団体と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあること。

第三十九条の四第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

４　前項の規定は、法第六十五条の三第一項第三号の三に規定する政令で定める要件について準用する。この場合において、前項各号中「第六十五条の三第一項第三号の二」とあるのは、「第六十五条の三第一項第三号の三」と読み替えるものとする。

第三十九条の十三の三第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

６　法第六十六条の五の三第四項の規定の適用がある場合における前二項の規定の適用については、第四項中「第六十六条の五の三第三項」とあるのは「第六十六条の五の三第四項の規定により読み替えられた同条第三項」と、「前七年内事業年度」とあるのは「前十年内事業年度」と、前項中「第六十六条の五の三第三項」とあるのは「第六十六条の五の三第四項の規定により読み替えられた同条第三項」と、「七年以内に開始した各事業年度」とあるのは「十年以内に開始した各事業年度（当該開始の日前七年以内に開始した各事業年度及び令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に開始した各事業年度に限る。）」と、「合併法人等七年前事業年度開始日」とあるのは「合併法人等十年前事業年度開始日」と、「前七年内事業年度（」とあるのは「前十年内事業年度（」と、「被合併法人等七年前事業年度開始日」とあるのは「被合併法人等十年前事業年度開始日」と、「合併法人等七年前事業年度開始日の」とあるのは「合併法人等十年前事業年度開始日の」とする。

第三十九条の十四の三第六項中「全て」の下に「（当該事業年度の収入金額が零である場合にあつては、第二号に掲げる要件）」を加え、同条第八項中「次に掲げる要件」の下に「（当該事業年度の収入金額が零である場合にあつては、第六号に掲げる要件を除く。）」を加え、同条第九項第一号中「次に掲げる要件」の下に「（当該事業年度の収入金額が零である場合にあつては、ハに掲げる要件を除く。）」を加え、同項第二号中「次に掲げる要件」の下に「（当該事業年度の収入金額が零である場合にあつては、ロに掲げる要件を除く。）」を加え、同項第三号中「の全てに該当する外国関係会社」を「（当該事業年度の収入金額が零である場合にあつては、トに掲げる要件を除く。）の全てに該当する外国関係会社」に改める。

第三十九条の十五第二項中「に関する法令（」を「（外国における各対象会計年度（法人税法第十五条の二に規定する対象会計年度をいう。第三十九条の十七の二第二項第一号ロにおいて同じ。）の国際最低課税額に対する法人税に相当する税、法人税法施行令第百五十五条の三十四第二項第三号に掲げる税及び自国内最低課税額に係る税を除く。）」を加える。

第三十九条の十七の二第二項第一号イ中「の外国法人税」の下に「（自国内最低課税額に係る税を除く。イ(3)及び(6)を除く。）において同じ。）」を加え、同号ロ中「課される税」の下に「（外国における各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税に相当する税、法人税法施行令第百五十五条の三十四第二項第三号に掲げる税及び自国内最低課税額に係る税を除く。）」を加える。

第三十九条の二十一中「、意匠権及び電気ガス供給施設利用権」を「及び意匠権」に改める。

第三十九条の二十三第一項中「第三十七条第五項」を「第三十七条第六項」に改める。

第三十九条の二十四の二第一項第三号中「第二条第二十五項」を「第二条第二十七項」に改める。

第三十九条の二十八第一項中「常時使用する従業員の数が五百人以下の」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　常時使用する従業員の数が五百人以下の法人（特定法人（法人税法第七十五条の四第二項に規定する特定法人をいう。次号において同じ。）を除く。）

二　常時使用する従業員の数が三百人以下の特定法人

第三十九条の三十三の三の見出し中「発行者」を「発行をする者」に改め、同条第一項中「同項に規定する発行者（以下この項において「発行者」という。）の同条第二項」を「発行をする者の同項」に、「発行者の」を「発行をする者の」に改め、同条第十項中「同条第二項に規定する発行者（以下この項において「特定振替社債等の発行者」という。）」を「発行をする者」に、「発行者」を「発行をする者」に改める。

第三十九条の三十四第二項中「のもの」の下に「、電気」を加える。

第三十九条の三十四の四第五項第一号中「法人の所得に対して課される税」を「第三十九条の十七の二第二項第一号ロに規定する法人の所得に対して課される税」に改める。

第三十九条の三十五の四第一項第二号中「及び平成二十三年改正法附則第六十五条第四項の規定並びに租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百八十三号。第三項第二号において「平成二十三年改正令」という。）附則第十一条第十項の規定」を削り、同項に次の一号を加える。

八　所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号。以下この号及び第三項第八号において「令和五年改正法」という。）附則第四十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和五年改正法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第五十七条の四の規定及び令和五年改正法附則第四十三条第四項の規定

第三十九条の三十五の四第三項第一号中「、第五十七条の四」を削り、同項第二号中「並びに平成二十三年改正法附則第六十五条第四項及び第八項から第十項までの規定並びに平成二十三年改正令附則第十一条第四項、第五項、第七項及び第十項の規定」を削り、同項に次の一号を加える。

八　令和五年改正法附則第四十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる令和五年改正法第十条の規定による改正前の租税特別措置法第五十七条の四の規定並びに令和五年改正法附則第四十三条第四項及び第七項から第九項までの規定

第三十九条の三十六第四号中「附則第九十二条第十項又は第九十三条第二項」を「附則第九十三条第二項」に改め、「第四十八条又は」を削り、同条第五号中「附則第六十七条第七項若しくは第九項、第六十八条」を「附則第六十八条」に改め、「第四十七条、第四十七条の二、」を削り、同条第八号中「附則第五十条第五項又は第八項」を「附則第五十条第八項」に改める。

第四十条の四を削り、第四十条の三を第四十条の四とし、第四十条の二の三を第四十条の三とする。

第四十条の四の二第五項第五号中「第七十条の二第二項第六号イ」を「第七十条の二第二項第六号イ(2)」に、「第八項」を「第九項」に改め、同項第八号中「第八項」の下に「若しくは第九項」を加え、同項を同条第十六項とし、同条第十五項を同条第十四項とし、同条第十四項から第十三項までを一項ずつ繰り下げ、同条第八項中「第七十条の二第二項第六号イ」を「第七十条の二第二項第六号イ(2)」に改め、「著しく」を削り、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。

８　法第七十条の二第二項第六号イ(1)に規定する政令で定める住宅用の家屋は、エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

第四十条の五第四項第八号中「第四十条の四の二第八項」を「第四十条の四の二第九項」に改める。

第四十二条の六第一項中「、産業競争力強化法第二条第十七項に規定する事業再編であつて」を削り、「国内」を「登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の施行地」に、「同項第一号イから力までに掲げる措置のうち次に掲げるもの」を「次に掲げる措置」に改め、同条に次の一項を加える。

３　法第八十条第二項に規定する事業再編のうち政令で定めるものは、中小企業者又は中堅企業者（登録免許税法の施行地に本店又は主たる事務所（個人にあつては、住所又は居所）を有する産業競争力強化法第二条第十八項に規定する中小企業者又は中堅企業者をいう。）が産業競争力強化法第二条第十八項各号に掲げる措置のいずれかによる事業の全部又は一部の構造の変更を行う事業活動とする。